

分担金及び手数料

令和元年10月1日受付以降（消費税内税）

口径	分担金	給水工事承認手数料		給水工事しゅん工検査手数料		給水装置工事立会手数料
		新設	改造	新設	改造	
φ13	(7,000) 77,000	1,500	1,100	1,900	1,700	2,200
φ20	(14,500) 159,500	1,500	1,100	1,900	1,700	2,200
φ25	(27,500) 302,500	2,400	1,800	3,100	2,700	2,400
φ40	(79,500) 874,500	6,600	3,800	8,600	5,500	3,000
φ50	(138,000) 1,518,000	6,600	3,800	8,600	5,500	3,000
φ75	(311,000) 3,421,000	12,700	6,600	16,500	8,500	3,900
φ100	(620,000) 6,820,000	18,700	8,500	24,400	11,100	4,500
φ150	(1,840,000) 20,240,000	18,700	8,500	24,400	11,100	4,500
特別 分担 金	奥坂のうち阿弥陀原及び後原，久代のうち押木田，福谷， 新本のうち木村，観世上，観世中及び庭木					(8,800) 96,800
	見延（藪田を除く），槇谷，山田のうち市之出，新本のうち金子					(21,000) 231,000
	美袋，日羽，下倉，原，影，中尾，種井					(33,300) 366,300

※（ ）内の額は，内消費税額  
（費用の負担）

第3条の2 条例第4条第3項ただし書きに規定する費用の負担は，工事申込者が給水に必要な口径に対応する配水管を布設する費用及びこれに係る費用の合計額に次に掲げる区分による負担率を乗じて算出した額に100分の110を乗じた額とする。

布設延長	負担率
50m以下の部分に係るもの	30%
50mを超え100m以下の部分に係るもの	50%
100mを超え200m以下の部分に係るもの	70%
200mを超える部分に係るもの	100%